



名 称	社会福祉法人村の木清福会ひろみ保育園にここ		
所 在 地	岐阜県可児市中恵土 2255 番地 2 (本園舎) 岐阜県可児市中恵土 2235 番地 1 (Lulu)		
連 絡 先	TEL (0574) 49-7080 FAX (0574)-63-8337 (本園舎) (0574) 66-8881 (Lulu)		
建 物 構 造	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 2 階建 (乳児室、保育室)		
建 築 年	平成 25 年 10 月新築		
保育室の内訳	0 歳児-1 室、1 歳児-3 室、2 歳児-2 室、一時預かり保育、子育て支援センター		
利 用 定 員	130 人	乳 児 保 育	生後 57 日目から (要相談)
保 育 目 標	①自ら考え、自ら行動できる子ども (主体性) 意欲を持ち、自ら進んで何事にも、最後まで取り組める姿 ②みんなと楽しく遊べる子ども (協調性) 積極的に挨拶が出来、他者と楽しく関われる姿 ③こころ豊かな子ども (感性) 感動と発見を常に感じながら、自分らしさを表現できる姿		
障がい児保育	実施 (児童の状況により保育士配置)	給 食	自園調理 ※月曜-土曜
送 迎	保護者の方による送迎		
備 考	各種教室授業あり		
一時預かり	冠婚葬祭、参観日、短期の仕事や家族の通院・入院のとき等に、時間単位でお子様を預かります。【料金】 1 時間 300 円		
地域子育て支援センター	入園前の子どもたちが親子で遊ぶ場や、子育て真最中の母親 (父親) の交流の場として利用してください。又、育児相談、講演会等を企画して子育ての応援をします。		

(趣旨)

第 1 条 この重要事項説明書は、岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 17 条第 2 項に基づき、施設の運営に関する重要な事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第 2 条 ひろみ保育園にここ (以下「本園」という。) は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満 3 歳児以下の子どもに対する保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子ども (以下「園児」という。) の健やかな成長が図られるよう適切な環境が等しく確保され、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(施設の名称及び施設の所在地)

第 3 条 本園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ひろみ保育園にここ
- (2) 所在地 岐阜県可児市中恵土 2255 番地 2

(利用定員)

第 4 条 本園の利用は、子ども・子育て支援法 (以下「法」という。) 第 19 条各号に掲げる小学校就学前とし、定員は園児の区分ごとに次のとおり定める。

- (1) 法第 19 条第 3 号の子ども (以下「3 号認定園児」という。) 130 人

(施設の運営方針)

第5条 本園の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 園児の意思及び人格を尊重し、常に当該園児の立場に立って保育を提供するように努める。
- (2) 温かい環境の中で、「保育の質」を向上させ、子ども達の生きる力を育てる。
- (3) 集団生活の中で子ども達の主体性・協調性・感性が学べる環境を用意し、豊かな遊びを通し積極的な学びを誘発する環境構成と教材を準備する。
- (4) 園児の属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(提供する保育の内容)

第6条 本園の、保育等の内容は次のとおりとする。

- (1) 保育内容については、保育所保育指針の内容を基本に決定する。
- (2) 給食及びおやつの提供、食材は地産地消、有機食材を多く使用するよう努める。
- (3) その他保育に係る行事等を実施する。
- (4) 早朝・延長保育事業・一時預かり保育事業・地域子育て支援拠点事業を実施する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 本園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(R7年4月1日職員数)

(1)	園長	1人	園長は、統括園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。
(2)	主任	1人	主任は、園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。
(3)	保育士	24人以上	保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
(4)	調理員	2人以上	調理員は、給食業務に従事する。
(5)	嘱託医	1人	嘱託医は、園児の健康管理等についての業務を行う。
(6)	嘱託歯科医	1人	嘱託歯科医は、園児の健康管理等についての業務を行う。

(保育を提供する日)

第8条 本園が保育を提供する日は、次のとおりとする。本園が保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。又、非常災害その他施設整備等やむを得ない事情により園長が休園を判断した日は、休園とすることがある。

(保育を提供する時間)

第9条 本園の保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間	午前7時から午後6時までの範囲内で、保育標準時間認定を受けた保育給付認定保護者が保育を必要とする時間 なお、午前7時から午後6時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午後7時までの範囲内で延長保育を提供する
(2) 保育短時間認定に係る保育時間	午前8時から午後4時までの範囲内で、保育短時間認定を受けた保育給付認定保護者が保育を必要とする時間 なお、午前8時から午後4時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午前7時から午前8時まで及び午後4時から午後7時までの範囲内で延長保育を提供する

※非常災害その他施設整備等、やむを得ない事情により、園長が保育を提供する時間を短縮すると判断した場合は、保育を提供する時間を短縮することがある。

(利用者負担その他の費用の種類)

第 10 条 保育給付認定保護者（以下「保護者」という。）は、保育において提供する便宜に要する費用として別表 1 及び別表 2 に定める費用について、本園は保護者から実費の負担を受けるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、保育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、使途及び負担を求める理由を保護者に説明し、同意を得たうえで負担を求めることができる。

(利用定員)

第 11 条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児
定員	16 人	54 人	60 人

(利用の開始・終了及び利用にあたっての留意事項等)

第 12 条 園児については、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定により可児市が行った利用調整により本園の利用が決定され、かつ、保育の実施について可児市から保育の依頼を受けたときは、これに応じる。

- 2 園児が次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了するものとする。尚、保育の終了に関する申し出時期は、終了希望日より 2 ヶ月前となるよう保護者は協力しなければならない。

- (1) 当該園児に係る支給認定の効力が失われたとき
- (2) 保護者から本園の利用について取消しの申し出があったとき
- (3) 可児市が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

- 3 本園を利用する全ての保護者は、重要事項説明書に同意し理解した上で署名する必要がある。

- 4 園児が、欠席・遅刻する場合は午前 9 時 30 分までに保護者が本園にコドモンアプリにて連絡を入れる。通院等、遅刻する場合は給食の有無を午前 11 時までに連絡し、午前 11 時 30 分を過ぎての登園は、家で食事を済ませて登園する。午前 9 時 30 分を過ぎての遅刻、早退、欠席の連絡はコドモンアプリ連絡に加えて電話をする。午前 9 時 30 分時点で連絡がない場合、園から保護者に連絡を入れる。

- 5 保護者は、仕事先、緊急連絡先を変更した場合はすみやかに担任に連絡する。

- 6 土曜保育について、園児の保護者及びその家族が仕事により保育をすることができない場合は土曜日希望保育の利用が認められる。又、土曜日の早朝・延長保育を利用する場合は、保護者の仕事が通常保育の時間を超えるものとする。

- 7 土曜保育について、ひろみ保育園にこここ、認定こども園ひろみ保育園すくすく、認定こども園はぐみの森保育園は、合同で保育を行う。保育場所はひろみ保育園にここことする。

- 8 流行性の感染症に関して、保護者は必ず園児に医師の診察を受けさせる。

(認定変更)

第 13 条 保育標準時間認定及び保育短時間認定間への変更を希望する場合は、保護者が担任へ連絡を行った後、市役所へ赴き認定変更の申請手続きを行わなければならない。全ての認定変更は前月の 25 日までに市役所へ赴き申請手続きを行わなければならない。25 日を過ぎた場合は、次月から変更が認められない。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 本園の職員は、保育の提供時に、園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、当該園児の保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、可児市及び当該園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 3 本園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

4 本園は、園児に対して保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 15 条 本園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、毎月 1 回以上、避難訓練その他必要な訓練を実施する。又、年 1 回以上の垂直避難訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 16 条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じる。

2 本園は、虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、可児市、児童相談所等、適切な機関に通告する。

(保護者会)

第 17 条 本園は、保護者の意向を把握し、保育内容に反映させ、保育所の円滑な運営を推進するため、保護者会を設置する。保護者会費の徴収金額については別表 2 のとおりとする。

(健康管理)

第 18 条 本園は、常に園児の健康に留意し、年 2 回以上の健康診断を実施し、その結果を記録するものとする。又、在園児検診を欠席した場合、病院等で園負担による検診をしなければならず、証明書を提出する。

2 新入園児は入園時に病院等で園負担による検診をしなければならず、証明書を提出する。

(保育時間の変更について)

第 19 条 非常災害その他施設整備等、やむを得ない事情及び行事により、園長が、保育時間が通常保育と異なると判断した場合は、通常保育と異なる時間で保育時間を変更することが出来る。

(保育内容に関する相談、要望、苦情について)

第 20 条 本園は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情等解決責任者、苦情等受付担当者及び第三者委員を設置し（下表による）、保護者に周知するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、結果について記録する。

※R7 年度担当者

苦情解決責任者	園長 安江 典子
苦情解決窓口	主任 高垣 知史
連絡先	電話：0574-49-7080 FAX：0574-63-8337 Email：info@hiroho.jp
第三者委員	高見 昌彦 0574-63-5840 田口 豊和 0574-62-0222

(掲載と発信)

第 21 条 本園は園からの発行物・ホームページ・地域の情報雑誌や TV・SNS・YouTube・Instagram などに園生活を掲載、配信することがある。

(安全対策と事故防止)

第 22 条 本園は、安全かつ適切に、質の高い保育を提供するために、危機管理マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 職員に対し事故発生防止のための研修を実施する。

3 本園は、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

4 ヒヤリハットを記録し、職員全員(職員会議等)に周知することで危険場所や危険行為に対して事前知識を持つ。

(保護者に対する支援)

第 23 条 本園は、障がいや発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(自己評価の実施)

第 24 条 本園は、保育の質の改善並びに向上を目指すため、年 2 回全職員に対し自己評価を実施する。

(個人情報)

第 25 条 本園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の個人情報を漏洩しない。

(1) 一時預かり保育事業・子育て支援事業を利用した子どもやその家族の個人情報を漏洩しない。

(2) 連携施設を利用する子どもやその家族の個人情報を漏洩しない。

(3) 退職後においても同様に個人情報を漏洩しない。

(記録の整備)

第 26 条 本園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を制作・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間を保存する。

(1) 保育の実施に当たっての計画 5 年間保存

(2) 提供した保育に係る提供記録 5 年間保存

(3) 市町村への通知に係る記録 5 年間保存

(4) 認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5 年間保存

(5) 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録 5 年間保存

(6) 保育要録(児童票)

当該園児が小学校を卒業するまでの間保存する。ただし、入園、卒園等の学籍に関する記録(要録)については、当該園児が小学校を卒業するまで保存する。

(嘱託医の設置)

第 27 条 本園では、嘱託医を設置し、名称、住所及び連絡先は次のとおりとなる。

嘱託医 (病院)	キッズクリニックありす 岐阜県可児市中恵土 2359-634 0574-61-5001
嘱託医 (歯科)	亀谷歯科医院 岐阜県可児市広見 689-3 0574-62-0019

別表 1

	0 歳児	1 歳児	2 歳児
本代	—	400 円/月	400 円/月

※別表 1 については、当月分を当月 25 日に口座振替する

※延長保育料金や教材代等の実費は当月分を翌月 25 日に口座振替する

※年度末の退園などにともない、3 月の集金のみ周知の上 3 月中旬とする。

別表 2

【標準時間認定者の延長保育料金】

午後 6 時以降 1 日 200 円・上限月 3,000 円

※土曜日は、午後 6 時以降、30 分 500 円

【短時間認定者の延長保育料金】

午前 7 時～午前 8 時まで 200 円・午後 4 時～午後 5 時まで 200 円・午後 5 時～午後 6 時まで 200 円

午後 6 時以降 1 日 200 円(上限月 3,000 円)

※土曜日は、午前 7 時～午前 8 時まで 200 円・午後 4 時～午後 5 時まで 200 円・午後 5 時～午後 6 時まで 200 円 午後 6 時以降、30 分 500 円

【災害共済給付契約の加入について】

本園が、独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する期間において加入する。共済掛金については一人あたり 240 円/年を保護者が負担し、残額を保育園が負担する。

【保護者会費】

園児 1 人あたり年額 4,000 円の保護者会費を徴収する※半期（4 月及び 10 月）毎に 2,000 円

又、途中入園の場合は入園した月を徴収月とし途中退園の場合は月割などの返金を行わない。

【口座振替について】

別表 1 で明記する諸費及びその他教材費、共済掛金、保護者会費等の支払いについて、毎月郵便局の口座振替により徴収する。保護者は、入園後速やかに口座振替申込書を郵便局へ提出し手続きを行う必要がある。毎月、口座振替引落日は 25 日とし、当日が土日祝日に該当する場合は翌平日が振替日となる。振替日に振替不能の場合は保育園が督促請求を行うため、保護者は速やかに納付をしなければならない。

【申請を出していないのに延長を利用した場合の料金 ※全ての認定者が対象】

【平日】

7:00～8:00	500 円／1 時間
16:00～19:00	500 円／1 時間

※午後 7 時以降の利用はできず申請書も受け付けない。

※万が一、迎えが遅れ午後 7 時を超えた場合は、30 分あたり 500 円徴収後、誓約書に記入する必要がある。

【土曜日】

7:00～8:00	500 円／30 分
13:00～19:00	500 円／30 分

※午後 7 時以降の利用はできず申請書も受け付けない。

※万が一、迎えが遅れ午後 7 時を超えた場合は、30 分あたり 500 円を徴収後、誓約書に記入する必要がある。

同意書

岐阜県可児市中恵土 2 2 5 5 - 2
社会福祉法人村の木清福会ひろみ保育園にここ
園長 安江 典子
電話：0574-49-7080 FAX：0574-63-8337

本園における保育の提供をするにあたり、重要事項の内容について別紙書面（社会福祉法人村の木清福会ひろみ保育園にここ重要事項説明書）により説明を行いました。

説明日 R7 年 4 月 7 日
説明者 園長 安江 典子 印

私は、社会福祉法人村の木清福会ひろみ保育園にここ重要事項説明書の第 1 ～ 27 条について全て確認し（特定負担額や実費徴収額等の料金に関する内容を含む。）その内容を同意します。

保護者住所： _____

園児氏名：
(連名不可) _____

保護者氏名：
(自署であれば押印不要) _____

園児から見た続柄： _____

提出期限： R 7 年 4 月 11 日（金）迄に保育園へ提出をお願いします。